

## DBの積立基準について（省令の公布・通知の発出）

厚生労働省は、2018年6月22日、「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。これに伴い、同日、通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」を発出しました。

また、省令・通知の公布・発出にあわせて、パブリックコメント（※）に寄せられた意見に対する回答を示しました。

主な内容は次の通りです。

- ・非継続基準に抵触した場合の特例掛金の設定方法における積立比率方式の改正
- ・資産20億円を超える総合型基金へのAUP（合意された手続）による外部監査の導入

今回の年金NEWSでは、このうち「非継続基準に抵触した場合の特例掛金の設定方法における積立比率方式の改正」についてお知らせいたします。（AUPについての詳細は、追って別途年金NEWSにてご案内いたします。）

なお、この改正は公布の日から施行としつつ、2019年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算において非継続基準に抵触し特例掛金を拠出する場合には、改正前の方法によることも可能とされています。

- 決算日が2019年3月31日以前・・・改正前または改正後の方法で特例掛金の拠出が可能
- 決算日が2019年4月1日以降・・・改正後の方法で特例掛金を拠出

※ 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180011&Mode=2>  
 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=2>

\*本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

### 【内容】

（別紙）DBの積立基準について（省令の公布・通知の発出）

#### 年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp